

Title	「1572年の規約」について：サン・バルテルミー直後のフランス・プロテスタントの一断面（上）
Author(s)	和田, 光司
Citation	聖学院大学論叢, 12(1): 163-176
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=533
Rights	

聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

「1572年の規約」について

——サン・バルテルミー直後のフランス・プロテスタントの一断面——(上)

和田 光 司

The Constitution of 1572

—— A Perspective on the French Protestants after the Saint Bartholomew's Day Massacre ——

Part I

Mitsuji WADA

The document called “The Constitution of 1572” has been regarded as the earliest and hence one of the most important documents of the General Assembly of the French Protestants to emerge after the Saint Bartholomew's Day Massacre. In fact, its authenticity has been doubted because of its ambiguous origin. The text has three versions: “The Reveille Matin” in 1573, one appearing in a Huguenot history by Simon Goulart in 1577, and another appearing in a history by La Popelinière in 1581. The explanations of its origin differ largely. This results from the differing attitudes to the radicalism of the document. The pamphlet, being radical itself, tries to tie it to the Assembly. Goulart is neutral towards its radicalism, and the conservative La Popelinière attributes it to the primary revolts before the Assembly, which is the most plausible.

はじめに

「全国政治会議 *Assemblée générale*」は、1572年のサン・バルテルミーの虐殺の後に、フランスのプロテスタントによって設立された、全国的代表機関である。虐殺の波及に対するラングドック地方の一自衛組織として始まり、次第に各地方の代表を集め、翌1573年12月のミヨール会議において、正式に全国的連邦組織として発足した。この制度は1629年のアレクサンダー王令による廃止に至るまで、フランス・プロテスタントの政治活動の中枢を占め、特に戦時下においては、軍事的指揮のみならず、司法・徴税・外交等の活動も独自に行う。このような「国家内国家 *un Etat dans l'Etat*⁽¹⁾」としての性格によって、単にプロテスタント史の専門家のみならず、広く研究者の関心を集めることになった。

Key words; Saint Bartholomew's Massacre, French Protestants, Simon Goulart, La Popelinière, The Reveille Matin

では、この制度は、何をその源流とするものであろうか。ここで注目を集めたのが、制度発足の舞台となったラングドック地方であった。同地方は、地方三部会を制度的核とした中世的地方自治の伝統が、特に強い地方である。この地のプロテスタントは、既にサン・バルテルミー以前に、正規の地方三部会から分離した独自の地方三部会を発足させていた。(プロテスタントは、第一身分を排し、二身分のみによって組織を形成したが、ここでは便宜上「三部会」と呼ぶことにする)⁽²⁾。そして、全国政治会議の形成もまた、このような伝統に連なるものと、一般に考えられてきたのである。

確かに、地方三部会の伝統が、この組織の成立に無視できない影響を与えたことは、事実であろう。実際、サン・バルテルミーの後にも、以前のプロテスタントによる三部会活動が、殆ど変わらない形で継続されていたことが、確認できる⁽³⁾。しかし、全国政治会議の成立を、同制度の一貫した伝統のみによって説明することが、果たして可能であろうか。すなわち、従来、同制度の成立は、地方三部会的伝統の「単系的連続性」によって説明されてきたのであるが、実は、他の諸要素との対立をも含みもつ、「多系的」「複合的」なものではなからうか。

そこで、まず問題になるのが、「1572年の規定」と呼ばれる文書である。これは、全国政治会議に関する史料のうちで、最も初期のものとされている。すなわち、虐殺後に萌芽した新自衛組織の状況を、最も明瞭に示すものであり、同制度の原型として、特別の評価を与えられてきたのである⁽⁴⁾。そして、この規約もまた、三部会的連続性の中に、暗黙の内に位置づけられてきた。しかし、結論を先取りするようであるが、実はこの規約は、ある種の地方自治を唱道しているにもかかわらず、地方三部会的伝統とはかなり様相を異にし、むしろ意識的に反発している面さえ見られるのである。とすれば、これは従来の単系的成立史に反省を迫り、多系的成立史の可能性を示唆するものとなる。そこで、本稿は、全国政治会議の成立史再考の第一段階として、この文書と地方三部会的伝統との比較を試みるものである。加えて、その背後にある社会的対立を推測する。

ところで、実はその前に、解決すべき問題が我々には残されている。それは、前述の評価と矛盾するようであるが、この文書の由来、及び新自衛組織との関連、それ自体の不明確さである。我々が今仮に「1572年の規定」と呼ぶこの文書自体には、実のところ、作成の場所や期日はおろか、正式な題名も残されていない。また、新組織との関連についても、何らかの明確な事実が分かっているわけではなく、推測のままに語り継がれてきたのである。そこから、この文書はしばしば「謎の文書」と呼ばれてきた。そして、全国政治会議の成立を論ずる際に、信頼に値しないものとして、これを退ける研究者さえ、存在してきたのである⁽⁵⁾。そこで、内容の議論に先だって、この文書の由来、及びプロテスタント新組織との関係について、可能な限り明確化しておかなければならない⁽⁶⁾。その際、まず、徹底的な史料批判が不可欠であろう。というのは、従来の研究では、文書への疑念にもかかわらず、諸版の比較、分類、系統化、真正のテキストの確定、といった基礎作業は、殆どなされていなかったからである⁽⁷⁾。

以上のように、本稿では、まず第一章でこの規約の史料批判を行い、続いて成立時期を確定し、全国政治会議との関連性を考察する。続く第二章で、プロテスタントの三部会的伝統との比較を行いつつ、規約の内容を紹介、検討する。最後に、第三章で、それまでの議論を踏まえつつ、成立の場所と背景に新たな仮説を提示する。

第一章 史料の成立（一）

1. 現存するテキストについて

現存する最古のテキストは、フランス語で書かれ1573年に出版された、「フランスのルター派とユグノーに起こった事柄についての対話 (Dialogue auquel sont traitées plusieurs choses advenues aux Luthériens et huguenots de la France, ensemble certains points et avis nécessaires, Bale, 1573, pp. 143-157)⁽⁸⁾」という、暴君放伐論の一パンフレットの中に存在する。出版場所は、バーゼルと書かれてあるが、実際にはラ・ロシェルである。執筆・編集の場所は知られていない。問題のテキストはこの最後に含まれる。このパンフレットは、翌1574年には、第二部が加えられ、エジンバラから出版された⁽⁹⁾。この版には、「フランス人とその隣人たちの朝の目覚まし」(Eusèbe Philadelphie Cosmopolite, *Le Réveille-Matin des Français et de leurs voisins*, Edimburg, 1574) という別名が与えられており、一般には、こちらの版の方が有名である。暴君放伐論のパンフレットの中で、最も重要なものの一つであり、キングドンは、これを「サン・バルテルミーが惹起したプロテスタントのプロパガンダ作品の中で、最も人気があり最も広く流布したもの」と見なしている。この版には著者名が記されているが、コスモポリットは明らかに偽名であろう。様々な仮説が存在したが、現在ではドフィネー出身の医師、バルノー (Nicolas Barnaud) という説が有力である⁽¹⁰⁾。以後、このテキストを「バーゼル版」と呼び、「対話」のパンフレットは、「目覚まし」の第一部、と呼ぶことにする。

その後、テキストは二冊の著名なプロテスタントの歴史書の中に収録された。1577年の、シモン・ゲーラールによる「シャルル九世治下のフランス国家についての回想録」(Simon Goulart, *Mémoires de l'Etat de France sous Charles IX*, 2 vol., Meidelberg, 1576-1577, t. II, pp. 164-174)⁽¹¹⁾。続いて、1581年のラ・ポプリニエールによる「フランス史」(Henri Lancelot du Voisin, sr. de La Popelinière, *L'Histoire de France, enrichie des plus notables occurrences survenues ex provinces de l'Europe et pays voisins, depuis l'an 1550 jusques à ces temps*, 2vol., s.l. [la Rochelle], 1581, t.II, f. 123 et suiv.)⁽¹²⁾がそれである。不思議なことに、近年、これらの版には、殆ど注意が払われていない⁽¹³⁾。これら三種の版の間には、異同が存在する。まず、バーゼル版と、ゲーラール版であるが、前者の中で tyran (暴君) とある部分が、後者においては roi (王) となっている⁽¹⁴⁾。テキストは、サン・バルテルミーへの反動として tyran の語をもって成立したが、その後、穏健化したプロテス

タントにより修正された、と考えるのが、時代背景やテキストの年代から見て妥当であろう¹⁵。バーゼル版の方が、真正であると考えられる¹⁶。

次に、ラ・ポプリニエール版であるが、前二種の版が全40箇条から成るのに対し、この版は、内容を35箇条にまとめている。また、前二者との間に細かい異同が多く存在する。しかし、これらは類似した綴りか細かい省略であって、各箇所を比較すれば前二者の方がより明瞭であり、筆写時の誤り又は省略と考えられる。この版もグーラル版同様、roi (王) の語を用いている。以上の相違から、この版は、三種の中で最も新しいものと結論し得る¹⁷。

後代の版は、これら三種の版のいずれかに依拠している。ただし、異同については、自覚されていない。十七世紀の三十年代、規約は「ブリエンヌ文書集 (Collection de Brienne)」の中に再録される (BN, Nouvelles Acquisitions Françaises, 7191, f. 30-38)¹⁸。テキストはグーラル版のものと同じである¹⁹。この版を通じて規約は広く知られるに至った²⁰。十九世紀半ば、テキストはアーク兄弟により公刊される。彼らはバーゼル版の存在を知っていたが、実際に刊行したのは、ラ・ポプリニエール版であった²¹。現在でも、最も入手しやすいものである²²。

2. 著者問題

ここでは、現存する最古のテキストであるバーゼル版が、パンフレットの著者自身の手によるものか、或いは引用であるか、が問題となる。「目覚まし」の第一部は、「教会 l'Eglise」「政治家 le Politicien」「歴史家 le Historien」といった、擬人化された数名の登場人物による対話、という文学形式を採っており、ここにおいてフランスのプロテスタントの悲惨な状態が語られる。最後に、旧約聖書の預言者ダニエルが登場し、問題のテキストが、プロテスタント再建のための彼の命令として、語られるのである²³。ここには、引用であることは全く明示されていない。テキストは、宗教的な超越性と文学的な幻想性を帯び、「謎の文書」と呼ばれる理由の一つにもなっている。ここから、アークのように、テキストをパンフレットの著者の創作とする説も現れてくる²⁴。しかし、この書を一読すれば、規約のテキストと他の部分との間には、内容・文学形式ともに明らかな相違が見られ、これが引用文の挿入部分であることは明白である²⁵。現在これに異論を唱える研究者はいない。テキストの入手先は不明である。

3. 成立の時期

オーゼルによれば、「目覚まし」の第一部のうち、より早く出版されたラテン語版には、サン・バルテルミーから5カ月と7日後という、印刷完了の期日が記されている、という。虐殺は1572年8月24日であるから、印刷終了は翌年1月31日頃になる。テキストの流布やパンフレットの執筆の期間を考慮に入れれば、規約の成立はそれにある程度先だっていた、と考えられる²⁶。また、後述するように、文書は極めて緊迫した危機的状況を伝えており、虐殺から遠からぬ時期に書かれたも

のであることは、明らかである。1572年の秋に断定可能であろう。研究者たちも、ほぼ一致して1572年を支持している（メナール、マルタン、コルビエール、グリフィス、ギャリソン、ジャーナ）⁶⁷⁾。

4. 全国政治会議との関連

「目覚まし」の作者、グーラル、ラ・ポプリニエールは、この問題に関して三者三様の言及を行っている。後述するところであるが、規約の内容は、当時の人々にとっては極めて急進的であり、衝撃的とも言えるものであった。そして、三者の言説の相違には、この急進性に対する態度の相違、ひいてはその背後にある時代状況の相違が、影を落としているのである。

A. 「目覚まし」のパンフレット

第一部においては、全国政治会議との関連を示す記述は、全く見られない。ダニエルの命令、すなわち規約のテキストが語られた後、登場人物の一人である「政治家」は、物語の舞台となっているハンガリーにおいて、フランスに行ってダニエルの命令を伝えるよう、要請を受ける⁶⁸⁾。こうして、第一部は終わる。注目すべきは、翌1574年に追加された第二部である。第四次宗教戦争中のフランスから戻った「政治家」は、旅の報告を行う。それによれば、彼がラングドック地方のニームに立ち寄った時、折よく防衛の会議が開かれていた、という。彼はそこにおいて大いに歓迎され、ダニエルが命令した条項も「極めて良く、聖なるもので、遵守に値する」として熱烈に受け入れられた、というのである⁶⁹⁾。

非現実的要素が交錯し、謎に満ちた言説である⁶⁸⁾。「政治家」とは著者自身のことであり、これは全て著者の見聞に基づく事実、と考えた研究者も、嘗ては存在した⁶⁹⁾。しかし、非現実的な叙述様式それ自体に加え、内容自体に存在する矛盾⁶⁹⁾、出版の期日と内容との不整合⁶⁹⁾、後述するニームの伝統と規約との矛盾、等の理由により、我々はこの記述をそのまま信頼するわけにはいかない。この記述の信憑性は低い、と考えられるのである。

では、なぜこのような記述が生まれたのか。著者が、規約のテキストとラングドックの新組織との積極的な関連を求めていることは、明白であろう。少し遠回りになるが、第一部における著者と規約の関係から振り返ってみたい。第一部は、規約、すなわちダニエルの命令を中心にして、これをクライマックスとするよう構成されている。著者にとって、規約の存在は副次的なものではなく、執筆の契機そのもの、と考えられよう。当時は第四次宗教戦争の最中であり、プロテスタントはラ・ロシェルや他都市に逃げ延びて、国王軍の攻撃に耐えているような状況であった。そこで著者が必要と感じたものは、外国からの援軍もさることながら、都市を中心とした防衛体制の確立であり、国王に対する積極的な抵抗権の主張であった。後述するように、規約のテキストは、まさにこれに適うものだったのである⁶⁴⁾。こうして、規約を中心に書かれた第一部は、武装蜂起のプロパガ

ンダ文書として大変な好評を博することとなった。

その後、和平条約が結ばれるが、内容は、著者にとって全く不満足なものに終わる。彼は第二部を出版し、穏健化する一部のプロテスタントを後目に、徹底的な抗戦を呼びかける。著者にとって、その中心となるべきは、やはり都市であった。当時現れ始めていた暴君放伐論は、一般的に全国三部会を抵抗の主体としていたが、著者は、都市を念頭に置き、人民による武力抵抗も可能、と主張する。これは暴君放伐論の中では、特異な主張である⁶⁵。ところで、この執筆期、すなわち1573年の終わりから、翌1574年の始めの数カ月は⁶⁶、まさに南仏を中心とする新プロテスタント組織が台頭し、世の注目を集める時期に相当していた。著者が、この組織の登場を、自ら主張する都市的抵抗の実現の例として、歓喜したのは、当然であろう⁶⁷。著者は第一部の成功に大きな自負を抱いており、このような抵抗運動の出現は、自著書を始めとする暴君放伐論の影響によるもの、と考えていた⁶⁸。こうして新組織は、規約の具体的な体现者、暴君への徹底的抗戦の忠実な実行者として、描かれることとなる。第一部との整合を取るため、「政治家」がラングドックを訪れてダニエルの命令を伝えた、という言説が生ずることとなった⁶⁹。

では、果たしてこの新組織は、著者の理想を忠実に実現したものだったのか。実のところ、当時の新組織は、もはや規約の内容とは異なる方向に向かい始めていた。確かに当初は都市的性格が濃厚ではあったが、次第に貴族勢力と都市との対立が強まり、1573年12月の第一回全国政治会議の決定は、前者の優位を示している。また、王をあくまでも tyran (暴君) と見なし、徹底的な断罪を求める著者に対し、同会議はこの語に代えて、Sa Majesté (陛下) の語を採用し、異なる戦略を採り始めている⁷⁰。このように、第二部の新組織を巡る記述と、現実との間には、すでに齟齬が生じつつあったのである。

実は、このような齟齬は、規約の内容と著者の主張との間にも存在した。後に詳述するが、規約は、単に都市による武力抵抗を説くのみならず、都市自治の完全な達成、及び市政体のラディカルな改編をも意図していた。しかし、著者は、このような主張を殆ど展開することはなく、むしろ既存の体制で良しとする記述さえ、見受けられる⁷¹。著者の主眼は、あくまでも都市による暴君への徹底的武力抵抗にあり、彼が規約に求めたのも、この点のみであった。以上のように、著者の描く、規約の体现者としての新組織は、両者の理想化によって成立したものだったのである。

B. グーラルの史書

「目覚まし」の第二部から三年後、グーラルは自書の中で、テキストに以下の前文を添えている。「これまでの話に、軍事の統制のための諸条項 (quelques articles pour le reiglement des affaires de guerre)⁷²を添えたい。というのは、それらは、単に訳もなく作られたものではないどころか、あるカトリックの著者は、それが1572年にベアルン地方の地方教会会議 (synode) で起草され、そこからミヨーにもたらされ、次にそこから様々な場所に広められた、とさえ主張してい

るからである。よって、もしそれらを省略するなら、その無視により、私は非難を受けるのではないかと思う⁴³。ここに引用されたカトリックの歴史書の内容は、「目覚まし」のそれとは全く異なっている。両者のテキストの入手経路が異なっていたことは、明白であろう。ここからは、テキストが様々な経路によって広く流布し、「目覚まし」のパンフレットも一つの経路に過ぎなかったことが窺える⁴⁴。

では、このカトリック史家⁴⁵の主張は、信頼に値するものであろうか。まず、ベアルンの地方教会会議での文書の成立についてであるが、嘗ては、これを受け入れた研究者も存在した⁴⁶。しかし、ルチスキーはこれに有力な批判を行い⁴⁷、現在ではこの説を認める研究者はいない⁴⁸。筆者も、別な理由も加わり、この可能性は極めて低いと考える⁴⁹。次に、「ミヨーにもたらされ」の語句についてであるが、「そこから様々な場所に広められた」とあるからには、これが、ルエルグ地方のミヨーで開かれた全国政治会議と、それによる正式な認可を意味することは、確実であろう。1573年12月に初回の会議が、また翌1574年7月にも第二回の会議が、この地で開かれている⁵⁰。しかし、議事録には、規約についての言及は全く存在せず⁵¹、前記のように、これらの会議は規約とは異なる方向性を持っていた。以上、この叙述は信憑性が低い、と結論し得る。

このカトリック史家もまた、「目覚まし」のパンフレットと同様、規約とプロテスタントの新組織とを積極的に関係付けようとしている。この場合は、より正確に、全国政治会議と呼ぶべきであろう。グリフィスも指摘するように、カトリック史家の意図は明確である⁵²。規約の急進性、すなわち反王権的かつ革命的な性格は、プロテスタント以上に、カトリックにとっては躓きであった。もちろん、それはプロテスタントの中の一傾向に過ぎなかったのであるが、これを全国政治会議に結びつけることにより、プロテスタントの活動全体がそのような性格を有するものであることを、示そうとしたのである。これは、「目覚まし」のパンフレットの主張と裏表の関係にあり、結果的にそれを逆手にとった戦略である、と言える。これは、プロテスタント急進派に対するカトリック側の当然の反応であった。

強硬派である「目覚まし」の著者は、このような非難をものともしなかったであろう。しかし、数年の間に、プロテスタントの状況は大きく変化していた。1574年に始まる第五次宗教戦争においては、コンデ、ナヴァール王、両親王の復帰、及びポリティーク派との同盟により、プロテスタント内部の重心は、急速に都市から大貴族へと移っていった。1576年、戦争は同盟軍の圧勝に終わる。念願であった全国三部会の開催を国王に強制し、中央権力志向が強まっていた⁵³。プロテスタントにとって、「目覚まし」や規約の急進性は、次第に、清算すべき過去、となりつつあったのである。

このような状況の変化は、テキストの掲載や全国政治会議との関連性に対するグーラーの態度にも、微妙に反映している。以下、彼の態度を検討していきたい。まず、テキストの掲載に関してであるが、彼は、「わけもなく作られたものではないどころか」、とテキストの重要性をほめめかす一方で、掲載の理由を、「もしそれらを省略するなら、その無視により、私は非難を受けるのでは

ないかと思う」から、と述べる。これは、自分から積極的にテキストを掲載したのではなく、やむなく掲載に踏み切ったにすぎない、という自己弁護の言葉である。このようなアンビヴァレントな態度が、なぜ出てくるのか。まず、テキスト掲載の弁明が、この急進性を拒絶する、穏健派のプロテスタントに対してであることは、容易に推測できる。では、テキストを無視した、と非難するのは誰か。それが「訳もなく作られたものではない」ことを主張する、一部の急進派のプロテスタントを念頭に置いていることは、明白であろう。このように、彼の態度からは、テキストの急進性を巡って、プロテスタント側の態度が二つに割れていた状況が垣間見える。彼は、その間で板挟みになっているのである。彼が掲載したテキストが、tyran（暴君）のバーゼル版ではなく、roi（王）に修正された版であったことも、このような立場を示すもの、と言えよう⁶⁴。

規約と全国政治会議との関係についても、彼は中立的態度を試みる。彼はこの説を紹介してはいない。しかし、彼自身はそれを認めているわけではなく、また、否定しているわけでもない。あくまでも一つの説として紹介しているに過ぎないのである。加えて、注意すべきことは、書の構成における、この叙述の位置である。この叙述は、後のミヨーの全国政治会議を巡る議論から、意図的に切り離されており、直接の関係を与えられてはいない⁶⁵。

また、この説の紹介の仕方も、議論の余地がある。ゲーラールは、この説の由来を「ある著者」とはいわず、「カトリックの著者」と言う。その一方で、ゲーラールは、プロテスタント側の言説には全く触れていない。これは、奇妙な現象である。というのは、彼のいるジュネーヴには、多くのフランス人亡命者の仲間がおり、様々な情報が寄せられていたはずだからである。しかし、ゲーラールによれば、プロテスタント内部のことでありながら、カトリックの書以上に確実な情報が無いことになる。結局、ゲーラールは、「カトリック」を引き合いに出すことにより、プロテスタント側の同様の主張から目を逸らさせ、議論の磁場をずらそうとしているのではないだろうか。

とすれば、問題になるのは「目覚まし」のパンフレットである。当時のプロテスタントの心象において、規約のテキストは、この「最も人気があり、最も広く流布した」パンフレットと、深く結びついていた。ゲーラールは、同書を基本的史料の一つとし、ここから多くの引用を行っており、彼がパンフレットを熟知していたことは、確実である⁶⁶。にもかかわらず、彼は、テキストの紹介において、書中の言説はおろか、同書の存在自体にも言及していない。明らかに、このパンフレットから、距離を置こうとしているのである⁶⁷。ゲーラールは、誰の目を意識しているのであろうか。プロテスタントの外部、すなわちカトリックであることは、明白であろう。彼は、急進派プロテスタントの主張がカトリック側の誹謗を逆説的に正当化する、先述のメカニズムを、警戒しているのである。以上、ゲーラールの言説は、カトリックの便乗を警戒しつつ、急進派と穏健派双方に配慮したものであった、とすることができよう。

C. ラ・ポプリニエールの史書

規約とラングドックの新組織との関連については、1581年に書かれたラ・ポプリニエールの歴史書が、新たな鍵を与えるであろう。彼の証言は、「目覚まし」の著者やグーラルとは異なる、特別の重要性を持つものである。何故ならば、彼自身ラ・ロシエルの代表として、1574年7月にミヨーで開かれた第二回全国政治会議に、出席しているからである⁵⁸。以下、彼の紹介文である。「そして、これらの争いがラングドックやドフィネーの地方、及び近隣の地域で起こっている間、軍事と行政の統制のために (pour le reglement de la guerre et police), 以下の条項を公布した (publièrent)⁵⁹」。

まず先述の、ベアルンでの成立とミヨーでの承認、の説である。彼がこの説を知っていたことは確実であるが⁶⁰、何の言及もなされていない。また、第一回全国政治会議についての叙述は、しばらく後に出てくるのであって、テキストと何の関連も与えられてはいない⁶¹。このように、全国政治会議の関与は否定されている。

彼は、テキストをサン・バルテルミー後のラングドック地方の記述の中に置いている。全国政治会議の成立には、一連のラングドックの地方的な政治会議が先だっていた。この動きは、1573年3月のリアルモン会議から始まる⁶²。規約のテキストは、これらの会議からは質的に区別されており、時期的に、これより前に置かれている。紹介文には、情報らしい情報はない。「公布した」の主語は、ラングドックのプロテスタント一般を指しており、不明確である。しかし、ともかく彼は、テキストのラングドック起源については、これを明瞭に主張しているのである。

ここで、彼の記述がそのまま事実と言えるか、という疑問が提示されるかもしれない。特に、ポワトゥーの主要なプロテスタント貴族が規約を好むはずがなく、全国政治会議の関係者であれば一層、両者の関係を認めるはずがない、という反論が出されたとしても当然であろう⁶³。確かに、著者の叙述に全く偏向がない、と言い切ることはできない。にもかかわらず、それには基本的な信頼性がある、と考えられる。その理由として、第一に、前記の如く、直接的関係者であること。第二に、情報が少ないこともあるが、記述、構成に矛盾がなく、他の史料、及び規約の内容とも調和していること。第三に、同書の著述全体において、とりわけ客観性に配慮がなされていること⁶⁴。第四に、この書が出版された1581年には、規約の影響力は、遙か過去のものとなっていたこと⁶⁵、等が挙げられよう。

では、政治会議ではないとして、ラングドックのいかなる組織が、規約の成立に関わったのか。しかし、その問題を考える前に、まずテキストの内容を検討することにしよう。

注

- (1) L. Anquez, *Histoire des assemblées politiques des réformés de France*, Paris, 1859, P. 450.
- (2) 第一次宗教戦争の最中、1562年に成立。この制度を紹介したのはルチスキーである。ただし、彼は、

これを全国政治会議と同一視していた。グリフィス、ジュアーナは、地方三部会として、全国政治会議とは区別したが、この地方性が後の全国性とどのように関わるかについては、今後の研究課題として残されている。ちなみに、ギャリソンは、この制度を軽視しており、既存の地方制度の影響を直接的に描いている。拙稿「フランス・プロテスタントの地方三部会活動、—ラングドック、1562～1563年を中心に—」（『文学研究科紀要別冊、哲学・史学編』19、早稲田大学大学院文学研究科、1992、1～34頁）。J. Garrisson, *Protestants du Midi. 1559—1598*, Toulouse, 1980, pp. 210 et 221; G. Griffiths, *Representative Government in Western Europe in the Sixteenth Century: commentary and documents for study of comparative constitutional history*, Oxford, 1968, pp. 255—257; “Estates and Revolution among the Huguenots”, *XIIIe Congrès international des sciences historiques. Moscou 1970: Etudes présentées à la Commission internationale pour l'histoire des assemblées d'états. LII*, Varsovie, 1975, pp. 185—196; J.-P. Loutchitzki, “Collection des procès-verbaux des assemblées politiques des réformées de France pendant le XVIe siècle”, *Bulletin de la Société de l'histoire du protestantisme français (B. S. H. P. F.)*, XXII, 1873, pp. 506—507; A. Jouanna, *La France du XVIe siècle. 1483—1598*, Paris, 2 éd., 1997, pp. 412—413.

- (3) 1973年2月にアンデューズ (Anduze) で開催。Garrisson, *op. cit.*, pp. 339—348.
- (4) Jouanna, *op. cit.*, p. 507; Garrisson, *op. cit.*, pp. 179—182; J.-P. Loutchitzki, *Bibliographie. L'aristocratie féodale et les Calvinistes en France*, *B. S. H. P. F.*, XXI, 1872, pp. 580—582; Ph. Corbières, *De l'organisation politique du parti protestant en 1573*, (Extrait des Mémoires de l'Académie de Montpellier, section de lettres, 1886), Montpellier, 1886, pp. 9—10; J.H.M. Salmon, *Society in Crisis: France in the Sixteenth Century*, Paperback, London, 1979, pp. 189—193, (original version, 1975); R.M. Kingdon, *Myths about the St. Bartholomew's Day Massacres, 1572—1576*, Cambridge, Massachusetts and London, 1988, p. 77. サルモンはこの規約の内容と1573年12月のミヨールの規約の内容とを混同している部分がある。キングドンはサルモンに従っている。
- (5) レオナルがそうである。アンケズ、グリフィス、ギャリソン、ジュアーナといった研究者も、程度の差こそあれ、何らかの疑念を示している。アンケズの時代 (1859) には、既に文書の真正性は疑われていた。Anquez, *op. cit.*, p. 3 et n. 1; Garrisson, *op. cit.*, pp. 179—180; E. -G. Léonard, *Histoire générale du Protestantisme*, Paris, 1961—1964, 3 vol., t.II, p. 130; Griffiths, *op. cit.*, 1968, p. 257; Jouanna, *op. cit.*, p. 507.
- (6) 従来、研究者は、全国政治会議の前身組織による採択の真正性、或いは実施の現実性を疑う、という形で、新制度との関連性を疑問に付した。しかし、この背後には、文書が組織全体に関わるものであると同時に、後の諸規約の基盤となるという、成立史の連続的単系性の前提がある。多系性・複合性の可能性を考慮に入れれば、採択や現実性にこだわる必要もなく、新組織内の一つの可能性、傾向として捉えればよい。この規約への言及が後の政治会議文書に全く見当たらない、理想主義的過ぎて現実味に欠ける、等の批判についても同様である。
- (7) ギャリソンは諸版間の相違に言及している。しかし、網羅的なものではない。Garrisson, *op. cit.*, p. 196, n. 27.
- (8) ラテン語訳も、同年に出版されている。出版場所はオランジュと記されているが、実際にはハイデルベルクである。同書については、以下の書が詳しい。H. Hauser, *Les sources de l'histoire de France, XVIe siècle (1494—1610), III: Les guerres des religion (1559—1598)*, Paris, 1912, pp. 249—251; P. Mesnard, *L'essor de la philosophie politique au XVIe siècle*, Paris, 1936, pp. 348—355; L. Bély éd., *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris, 1996, pp. 850—853, article “Monarchomaques” par A. Jouanna; Em. et Eug. Haag, *La France protestante*, Paris, 1846—1859, t. I, p. 251; Kingdon, *op. cit.*, pp. 70—87 and 258.
- (9) 同年にラテン語版もエジンバラで出版された。
- (10) Haag, *op. cit.*, t. I, pp. 250—256, article “Barnaud”, Hauser, *op. cit.*, p. 250. ただし、これらの記述には重大な誤りがある。注31参照。

- (11) 1543～1628。サンリス生。1566年よりジュネーヴの牧師。滞仏時にサン・バルテルミーを経験。出版地メイデルベルクとは、おそらくジュネーヴのことである。ページ数は、フランス・プロテスタント史協会図書館 (Bibliothèque de la Société de l'histoire du protestantisme français [B. S. H. P. F.]) 蔵, Rés-8° 7803, 1576 (vol. 1) et 1577 (vol. 2) のもの。キングドンは、1576年の全三巻での出版を指摘しているが、もし事実であれば、本文中の1577年は1576年に代置可能であろう (Kingdon, *op. cit.*, p. 254)。彼とこの著書については、以下の書が詳しい。L. Ch. Jones, *Simon Goulart, 1543-1628*, Geneva and Paris, 1917; Haag, *op. cit.*, t. V, pp. 329-337, article "Goulart"; Hauser, *op. cit.*, pp. 70-73。佐々木毅『主権・抵抗権・寛容、—ジャン・ボダンの国家哲学—』岩波書店, 1973, 24～29頁。
- (12) ポワトゥーの貴族。1541～1608。彼と、この著作については以下の書を参照。Haag, *op. cit.*, t. IX, pp. 528-532, article "Voisin"; H. Hauser *Les sources de l'histoire de France, XVIe siècle (1494-1610), II, François Ier et Henri II (1515-1559)*, Paris, 1909, pp. 166-167.
- (13) マルタン (1870), ルチスキー (1873) は、両版を知っていた。近年では、グリフィス (1975) がグーラル版に言及しているのみである。ただし、彼が実際に用いたのは、ブリエンヌ版である。これらの研究者たちも、諸版間の異同については、注意を払っていない。H. Martin, *Histoire de France depuis les temps les plus reculés jusqu'en 1789*, 4e éd., Paris, 1870, pp. 352-353; Loutchitzki, *op. cit.*, 1873, p. 508, n. 5; Griffiths, *op. cit.*, 1975, p. 193.
- (14) tyran とは、支配に正統性を認められない君主に、最終的に与えられた概念であり、暗殺を正当化する可能性さえ有していた。逆に語の使用は、不敬罪として、王権からの徹底的な弾圧を引き起こす可能性があった。Roland Mousnier, *L'assassinat d'Henri IV*, Paris, 1964; L. Bély, *op. cit.*, pp. 1067-1068, article "Régicide" par J. Barbey.
- (15) グーラルの書には、「目覚まし」のパンフレットからの引用も多く見られ (パリのサン・バルテルミーに関する部分。Hauser, *op. cit.*, 1912, pp. 72-73), 彼がバーゼル版も所有していたことは確実である。そこから、1. 修正は彼自身の手によるものか、それとも既存の版の引用か。2. なぜ、バーゼル版を掲載しなかったか、という問題が生じる。これについては、1574年半ば以後、プロテスタントの関心は地域的防衛から中央権力志向へと変わり、既に政治的言説は穏健化していた、という状況から、1に関して、1577年には既に修正版が出回っていた。2に関して、彼自身も穏健化の影響を受け、修正版を選択した、と考えるのが自然であろう。ギャリソンは、早くも1573年12月の第一回全国政治会議の文書において、tyran (暴君) が Sa Majesté (陛下) に代わっていることを、指摘している。Garrison, *op. cit.*, p. 185.
- (16) バーゼル版に関しては、近年ギャリソン (1980) が、ブリエンヌ版との比較により、その真正性を再発見している。ただし、他の二種には気付いていない。サルモン、キングドンが参照したのも、この版である。ジュアーナはギャリソンに依拠しており、おそらくテキストは見えていない。注7参照。
- (17) ラ・ポブリニエールは、この時代に関してグーラルに多くを負っており、グーラル版のテキストも所有していたことは確実である。そこから、注15と同様に、1. 修正は彼自身の手によるものか、それとも既存の版の引用か。2. なぜ、より正確なグーラル版を掲載しなかったか、という問題が生じる。1に関しては、修正には意図的な部分もあるが、彼にその動機を見いだすことは困難である。よって、既存のテキストの引用と考える方が自然である。2に関しては、異同に気付いていなかった、あるいは差異を重視していなかった、と考えられる。
- (18) この文書集は、ルイ十三世の国務卿であったアントワヌ・ド・ロメニー (Antoine de Loménie) が、中世から当時に至るまでの重要史料を網羅的に複写させた、一大史料集成であり、現在はパリの国立図書館の所蔵となっている。17世紀の複写がアルスナル図書館に (Mss. 5411, f. 53-65), 17世紀後半の複写がマザリヌ図書館に (Mss. 2604, f. 39-53r.), 十八世紀末の複写が国立図書館に (FNA 23488, f. 65-81) 存在する。この文書集については、拙稿「宗教戦争末期のフランス・プロテスタントに関する史料群について」『史観』138, 早稲田大学史学会, 1998, 55～56頁, 及び、拙稿「コレクション・ブリエンヌについて」『日仏歴史学会会報』12, 1996, 10月, 7～9頁, を参照。

- (19) 「1572年、ミヨーに集会した自称改革宗教の制度による規約 (Règlement général dressé par ceux de la Religion préthendue Réformée assemblés à Millau l'an 1572)」との題を与えられているが、グーラル版の前文を参照した可能性が高い。一般に、この文書集に収集された史料の題には、編者の手が入っていることが多く、信憑性には問題が残る。
- (20) アンケズやグリフィスはこの版を直接参照した。レオナールは、テキストを見ることなく、アンケズの研究に依拠している。Anquez, *op. cit.*, XII et n. 2; Griffiths, *op. cit.*, 1968, p. 257; Léonard, *op. cit.*, t. II, pp. 127–131.
- (21) Haag, *op. cit.*, t. I, p. 253, et t. X, pp. 104–109, ariticle “Barnaud”. アーグは、バーゼル版はあくまでもパンフレットの著者の創作によるものであり、プロテスタントはこれを基にして、「規約」(ラ・ポプリニエール版のこと、“Fédération protestante”のタイトルを与えている)を作成した、と考えた。注31参照。コルビエールが用いたのは、このアーグ版である。Corbières, *op. cit.*, p. 9.
- (22) ルチスキー、ギャリソンによれば、十八世紀の半ばに、ニームの郷土史家メナールも、ある版を公刊していたという。ギャリソンは、バーゼル版と主張している。筆者は1893年の再版を見たが、ここにはテキストの要約しかなく、どの版を用いたかは不明であった。十八世紀のオリジナル版については、未調査である。L. Ménard, *Histoire civile, ecclésiastique et littéraire de la ville de Nîmes avec les Preuves*, Paris, 1744–1758, 7 vol., t. V, pp. 88–92; 2 éd., 1893, t. V, pp. 68–70.
- (23) 「生存するフランス人信徒について、彼らに以下の政治的な法と命令 (les lois et ordonnances politiques) を与えよう」との言葉の直後に、「まず、ニネヴェの民が……」で始まるテキストが続く。キングドンの言葉を借りれば、第一部は、「歴史叙述、逸話、祈祷文、詩の、まとまりの無い漫然とした寄せ集め」であるが、これがダニエルの登場により「突然断ち切れ、結末へと向かう」(Kingdon, *op. cit.*, p. 74.)。
- (24) 注21参照。
- (25) キングドンは、規約のみならず、ダニエルの発言全体が、既に別人の手によるものと主張する。もしそうであれば、挿入は二重になる。Kingdon, *op. cit.*, p. 75.
- (26) Haag, *op. cit.*, t. I, p. 521; Hauser, *op. cit.*, p. 249.
- (27) Ménard, *op. cit.*, 1893, p. 68; Martin, *op. cit.*, p. 352; Corbières, *op. cit.*, p. 9; Garrisson, *op. cit.*, pp. 179–180; Griffiths, *op. cit.*, 1968, p. 261; Jouanna, *op. cit.*, p. 507. ただし、マルタン、コルビエールは後述するグーラルの証言に従ったもの。アンケズとルチスキーは、1572年、又は1573年(8月のモントーバン会議より前)と考えている。Anquez, *op. cit.*, p. 3; Loutchitzki, *op. cit.*, 1873, p. 508.
- (28) *Réveille-Matin*, I, p. 159.
- (29) *ibid.*, II, pp. 112–115.
- (30) これには、当局の追求を逃れるための予防線、という目的もあった。偽名、出版地の偽装もそうである。
- (31) アーグ、オゼール、サルモンがそうである。注21参照。Salmon, *op. cit.*, p. 195, n. 31; Haag, *op. cit.*, t. I, p. 253; Hauser, *op. cit.*, p. 250.
- (32) ダニエルの命令(規約)が「政治家」によってもたらされたとしながら、同時に、出版されていた第一部のパンフレットが、この地方に広く急速に広まりつつある、という矛盾する言説がなされている。
- (33) ラングドックに広まったとすれば、当然フランス語版であるが、もしキングドンが主張するように、フランス語版の出版がラ・ロシエルでなされたとするなら、それは第四次戦争の後のはずである。この都市は戦争の終結まで包囲されていたからである。よって、第四次戦争中に第一部がラングドックに広まったという叙述には矛盾がある。仮に、ラ・ロシエルで出版されたのではないとしても、フランス語版の出版は3月以降になる。しかし、同月にラングドック東部で開かれたレアルモン会議の決議内容(A. M. Millau, BB3, f. 174–177v.)は、規約の内容よりも遥かに進んだ組織化の段階を示している。また、2月にニームを中心にして開かれたアンデューズ会議(注3参照)は、いわゆる地方三部会的伝統に立っており、規約の内容とは矛盾するものである。

- (34) 特に著者の意図に合ったと思われるのは、第四条の、王を *tyran* と呼んでいる部分であったと思われる。著者がテキストに続いてダニエルに語る言葉は、殆どこの部分の繰り返しだからである。
- (35) *Réveille-Matin*, II, pp. 76–93. 及び注4 参照。
- (36) 第二部フランス語版には、1573年11月20日付の献辞、及び同年12月10日付のギーズ公宛書簡が、ラテン語版には1574年1月1日付ギーズ公宛書簡が、付けられている。Hauser, *op. cit.*, pp. 249–250.
- (37) ラ・ロシエルの穏和化も、この期待を一層高めることとなった。
- (38) *Réveille-Matin*, II, pp. 115–116; Kingdon, *op. cit.*, p. 85.
- (39) ニームを持ち出したのは、ここがラングドック地方のプロテスタントの中心であったからであろう。
- (40) *Garrisson, op. cit.*, p. 185.
- (41) Kingdon, *op. cit.*, p. 85.
- (42) この書の目次にも、この項目は「軍事の統制のための諸条項」との題が付けられている。
- (43) Nous avons adjousté à ce discours quelques articles pour le reiglement des affaires de guerre. Ce que n'eussions, pensans qu'ils n'avoient esté dressés à plaisir, mais dautant qu'un certain escrivain Catholique maintient qu'ils ont esté dressés l'an 1572 en Bearn en un Synode, & depuis apportez à Millau, & de là distribuez en divers lieux, j'ay craint d'estre accusé d'oubliance si je les omettois. Telle est donc la teneur d'iceux.
- (44) バーゼル版とグーラル版、及び後のラ・ポプリニエール版との相違も、このような流通経路の多様性を傍証するものである。このような多様な流布は、かなり早い時期から始まっていたと思われる。
- (45) このカトリックの歴史家及び歴史書の名は、知られていない。
- (46) マルタン、コルビエールがそうである。Martin, *op. cit.*, p. 352, Corbières, *op. cit.*, p. 9.
- (47) その理由は、1. 当時、政治会議と教会会議の分離の原則が存在し、教会会議が政治的条項を作成した例は存在しない。2. この時期同地方で教会会議が開催された記録がない、というものであり、説得力に富む。Loutchitzki, *op. cit.*, 1873, p. 508, n. 5.
- (48) ギャリソンは、この説を一笑に付している。Garrisson, *op. cit.*, p. 180.
- (49) この時期のラングドックにとって、ベアルンは極めて存在の薄い地域であった。ラングドック側の史料にはベアルンについての記事はほとんどない。後の度重なる政治会議にも、ベアルンは全く代表を送っていない。この時代のラングドックを調査している者には、ベアルン説はいかにも唐突である。加えて、ベアルンは都市的伝統が弱く、この要素の濃厚な規約が、そこから出たとは考えにくい。
- (50) この時期以後、ミヨーの名と全国政治会議とは分かち難く結ばれる運命となっていた。
- (51) BN, FNA 23488, f. 83–120.
- (52) Griffiths, *op. cit.*, 1975, p. 193.
- (53) *Garrisson, op. cit.*, pp. 188–195.
- (54) 注15参照。
- (55) 規約と紹介文が第二巻の164–174頁にあるのに対し、ミヨーの全国政治会議の記事は第三巻42頁以降にある。
- (56) 注15参照。
- (57) このような扱いは、このテキストに関するだけではない。グーラルの書は、歴史書であると同時に、暴君放伐論のパンフレット集成という性格をも兼ね備えていたが、「最も人気があり、最も広く流布した」「目覚まし」のパンフレットは、歴史叙述の部分だけが切り刻まれて引用されているにすぎない。Hauser, *op. cit.*, p. 72.
- (58) Haag, *op. cit.*, t. IX, pp. 528–532; Mitsuji Wada, “La représentation des régions à l'assemblée générale protestante au XVIe siècle: le cas de la province Saintonge-Aunis-Angoumois”, M. Grandjean et B. Roussel éd., *Coexister dans l'intolérance, l'édit de Nantes (1598)*, Genève, 1998, p. 203.
- (59) Puis publièrent les Articles qui suivent pour le reglement de la guerre et police, pendant que ces troubles auroyent cours en ces païs de Languedoc, D'auphiné & cartiers prochains.
- (60) 注17参照。

「1572年の規約」について

- 61) 192頁以下。
- 62) ゲーラールも、レアルモン会議の前に、テキストを置いていた。そこで、ラ・ポプリニエールはゲーラールから怪しげな叙述を取り去っただけではないか、という疑問が生じる。しかし、両者のテキストは異なるので、彼自身の情報があった、と考えられる。
- 63) 注12参照。
- 64) 実は、これはいわく付の書であって、彼の言葉を借りれば、「歴史叙述がそうであるべきように、双方の意図や行為を、双方に対し中立的で公平であるように提示する、という新たな方法を実践した」ため、全国教会会議から叱責を得た、という代物である。Haag, *op. cit.*, t. IX, pp. 530–531.
- 65) 全国政治会議において、アンリ・ド・ナヴァールによる擬似君主制的な秩序が既に確立しており、政治的安定期に入っていた。Garrisson, *op. cit.*, pp. 193–195.